

リスクに備えて収入保険に加入しましょう 保険料を補助します

神川町では、農業経営収入保険（収入保険）の加入を促進し、自然災害や市場価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少のリスクに備え、農業経営の安定化を図ることを目的に、加入者が負担する保険料の一部を補助します。

新規加入の方はもちろん
継続加入の方も対象です

補助対象者（次のすべてに該当する方）

- ・町内に住所を有すること（法人の場合は、町内に本店又は主たる事務所を有すること）
- ・収入保険に係る保険関係を成立させていること
- ・町税等に滞納がないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員でないこと、または、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象経費

収入保険の加入者が負担することとなる保険料（積立金及び付加保険料（事務費）を除く。）

補助金額

補助対象費用の $1/2$ （百円未満切捨て） 上限 **5万円**（注意）1人1回限り

交付申請

収入保険へ加入し保険料を納付後、補助金交付申請書に必要書類を添えて経済観光課へ提出（必要書類）①収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できる書類
②保険料の額が確認できる書類

その他

- 収入保険には青色申告を行っている農業者の方が加入いただけます。
- 収入保険の制度や加入要件等については、埼玉県農業共済組合にお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合（NOSAI 埼玉）本庄支所
☎0495-21-0255 埼玉県本庄市栄3-8-20

- 保険期間の満了前に収入保険を解約された場合等、補助金を返還していただくことがあります。
- 収入保険に継続して加入している方も補助金交付の対象となります。ただし1人1回限りです。
- 申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

神川町役場 経済観光課 農政担当（役場2階）
【お問い合わせ先】 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

ホームページ <http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/.html>

